

**令和3年度渡島西部広域事務組合  
知内消防署(令和4年1月1日採用)・福島消防署(令和4年4月1日採用)  
消防吏員採用試験実施について(消防経験者を対象)**

組合では、かつて他の消防本部、消防署において消防吏員であった方を対象にした、令和3年度渡島西部広域事務組合知内消防署(令和4年1月1日採用)、福島消防署(令和4年4月1日採用)の消防吏員採用試験を次のとおり実施します。

詳細については、渡島西部広域事務組合消防本部及び組合ホームページに、試験案内、試験申込書等を用意していますので確認して下さい。

**1 職種区分・採用人員**

職種区分	職務の内容	採用予定人員
消防吏員	渡島西部広域事務組合 <b>知内消防署</b> に勤務し、消防業務に従事します。	1名
消防吏員	渡島西部広域事務組合 <b>福島消防署</b> に勤務し、消防業務に従事します。	1名

**2 採用時期**

知内消防署	令和4年1月1日
福島消防署	令和4年4月1日

**2 受験資格(全てを満たすこと)**

(1)対象者	かつて他の消防本部、消防署において消防吏員であった者で、採用後は希望する消防署の町内に居住することができる者
(2)年齢	昭和56年4月2日以降に生まれた者(40歳以下「採用日現在」)
(3)学歴	学校教育法による高等学校、専門学校、専修学校、短期大学及び大学を卒業した者又は消防長がこれと同等と認める者(合格後、卒業証明書など学歴を証明できるものを提出していただきます)
(4)資格等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大型自動車運転免許を有する者</li> <li>・ 都道府県消防学校における初任教育を修了した者</li> <li>・ 都道府県消防学校における専科教育救急科を修了した者又は救急救命士免許を取得している者</li> </ul>
(5)職務経験	<p>採用日現在で消防機関における職務経験が5年以上あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終合格後、職務経験期間確認のため、職歴を証明できるもの(辞令等)を提出していただきます。なお、職務経験期間が確認できない場合は、合格を取り消します。</li> </ul>

**3 受験手続及び受付期間**

(1)提出書類	<p>① 受験申込書は、渡島西部広域事務組合消防本部へ請求又は組合ホームページからダウンロードして入手して下さい。</p> <p>② 受験申込書に必要事項を記入し、3ヵ月以内に撮影した本人であることを確認できる写真(脱帽上半身正面向きの縦4.0cm、横3.0cm)を貼り、自己申告シートを同封して申し込んで下さい。</p> <p>③ 郵便で請求する場合には、封筒の表に「試験申込書(消防経験者)請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型3号以上)を必ず同封願います。</p>
(2)申込方法	<p>① 提出書類を持参又は郵送により提出して下さい。</p> <p>② 郵送の場合は、封筒の表に「受験申込書(消防経験者)在中」と朱書きで明記し、郵送して下さい。</p>
(3)受付期間	<p>① 令和3年9月1日(水)から令和3年10月1日(金)まで (受付時間は、8時30分から17時で、土・日・祝日は受け付けません)</p> <p>② 郵送の場合は、10月1日(金)までの消印有効。</p>

【裏面もございます】

#### 4 試験の方法及び内容

試験	試験種目	試験時間	試験の内容
第1次試験	書類選考		職務経験、自己申告シートを審査
第2次試験	面接試験	概ね15分	個別面接による人物評価

#### 5 試験の日時、場所及び合格発表

試験	試験日	受験会場	合格発表
第1次試験			結果を文書により発送します。また、合格者には、2次試験の案内を同封します。
第2次試験	後日通知	渡島西部広域事務組合消防本部	可否の結果を文書により発送します。

#### 6 合格から採用まで

(1) 合格者は、渡島西部広域事務組合消防本部消防職員採用候補者名簿に登載され、原則、知内消防署にあっては令和4年1月、福島消防署にあっては、令和4年4月に採用されます。
(2) 受験資格がないこと、虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。

#### 7 給料等の概要

(1) 初任給は、採用者の経歴等を勘案のうえ決定されます。
(2) 採用後のサービスや勤務条件は、「渡島西部広域事務組合サービスの心得に関する規程」及び「渡島西部広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「渡島西部広域事務組合職員の勤務時間及び休暇等に関する規則」、「消防機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規程」に基づきます。
(3) 採用後は、北海道市町村職員共済組合の組合員となり、健康保険給付等の福利厚生サービスを受けることができます。

#### 8 申込み及び問合せ先

渡島西部広域事務組合消防本部

〒049-1331 北海道松前郡福島町字三岳45番地1

電話 0139-47-4018

令和3年9月1日  
渡島西部広域事務組合消防本部

【裏面もございます】